

重要事項説明書（緩和基準通所型サービス）

1. 事業所表示

事業所名	デイサービス杏の里御津 No. 9
事業所番号	2 8 7 3 6 0 1 1 5 3
所在地	〒679-1311 たつの市御津町中島字岩崎 98 番地 TEL 079-322-2525 FAX 079-322-2525
開設年月日	令和元年 9 月 1 日

法人	種 別	有限会社
	所 轄 庁	兵庫県
開設者	名 称	ゆうげんがいしや 有限会社 へるすけあにせん ヘルスケア式千
	所 在 地	〒671-1121 姫路市広畑区東新町 2 丁目 72 番地 TEL 079-230-4500 FAX 079-230-4600
	設 立 年 月 日	平成 27 年 10 月 5 日

2. 事業所の概要

デイサービス杏の里御津 No. 9	
建物構造	平屋
延べ床面積	62.7 m ²
利用定員	20 名

営業時間 08：30～16：30	営 業 日	月～土	祝日含む (12/31～ 1/2 休み)
	サービス 提供時間	開始 09:00 終了 16：00	
事業所実施地域	① 姫路市：余部区 広畑区 大津区 網干区 勝原区 飾磨区 ② たつの市：御津町 揖保川町（河内小学校区） ③ 揖保郡太子町：石海小学校区 上記、通常送迎実施区域外の送迎は、要相談いたします。		
実 施 単 位 数	1 単位（デイサービス杏の里御津 No. 9）		

3. 職員の配置状況

一日当たりの利用者定数		20 名	
従 業 員		人数	職務内容
	管理者	1 名	従業員への指揮命令
	介護職員	2 名以上	日常生活訓練指導

4. 事業の目的及び運営方針

事業目的

当事業は介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性を踏まえ、個別機能訓練その他必要なりハビリテーションを行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図る事を目的とします。

運営方針

- ① 居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援致します
- ② 適切な保険医療・福祉サービスを利用者が選択し、総合的かつ効率的に提供されるよう支援致します。
- ③ 利用者の立場に立ち、常に公平中立なサービスが提供できるよう支援致します。
- ④ 運営にあたっては、他事業との連携に努めます。

5. サービス内容と料金

(令和 6 年 6 月現在 なお、介護保険サービス利用料金が改定になった場合にはそれに準じます)

サービスの概要

- ① 健康管理
- ② 介護指導
- ③ 機能訓練
- ④ 食事
- ⑤ レクリエーション

介護給付

〈基本料金〉 1 ヶ月当たり

介護度	単位	自己負担 (1 割負担)	自己負担 (2 割負担)	自己負担額 (3 割負担)
要支援 1	332 単位	332 円	664 円	996 円
要支援 2	332 単位	332 円	664 円	996 円
事業対 象者	332 単位	332 円	664 円	996 円

※基本料金については、前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の一月当たり平均利用人数による

〈限度額〉 1 ヶ月当たり

介護度	限度額
要支援 1	50,320 円/月
要支援 2	105,310 円/月
事業対象者	50,320 円/月

〈加算料金〉 1 ヶ月当たり

加 算 料 金	加算内容	単位	自己負担 (1 割負担)	自己負担 (2 割負担)	自己負担額 (3 割負担)
	介護職員等処遇改善加 算 (Ⅱ)		所定単位数の 90/1000 の加算		

※送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎行う場合等の事業所が迎を実施していない場合)は減算の対象とする。 ▲47 単位/片道

共通**〈別途自己負担料金〉**

食事代	500 円
おやつ代（ドリンク付）	250 円
創作材料費	実費
イベント費	実費
おむつ代	100 円（1 枚）
尿とりパット代	40 円（1 枚）
複写物の交付コピー代	10 円（1 枚につき）

※イベント参加時にはご本人・ご家族に事前に確認してから実施致します。

- ① 介護保険の適用として通所介護のサービスを受けた場合、利用料の 1 割～3 割が自己負担となります。
お支払い方法は、ゆうちょ銀行による自動払込み、または石橋内科、広畑センチュリー病院受付での直接支払い（請求月の 25 日）
- ② 償還払いでのサービスを受けた場合は、一旦利用料の全額を支払い頂きます。この場合、サービス提供証明書を事業所は交付します。
- ③ 利用サービスの予約を取り消す場合、前日午前 8 時までにご連絡ください。
- ④ 事業所は利用者に対し、毎月中旬までに前月のサービス提供内容に対する利用費請求書を作成します。
- ⑤ 支払期限は、自動払込みの場合は請求書送付月の 25 日、受付への持参の場合は、請求書発行月の 25 日となっております。
- ⑥ 理美容を希望される場合、委託契約事業所より派遣され別途実費が必要となります。

6. サービス利用を終了する場合

契約期間満了の 14 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は要介護認定期間と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

下記の場合には、契約終了となります。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービス提供ができなくなった場合
- ④ 契約者からの解約申し出があった場合
- ⑤ 事業所から解約の申し出があった場合（契約書第 16 条参照）

7. 事業所の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命・身体・生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。

- ① サービス提供時のご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ② 非常災害に備えるため、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス提供の完結後、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧ができ、実費を払って複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為は行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 高齢者虐待防止について
研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
虐待発見した場合は速やかに市町村へ報告します。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な処置を講じます。
家族への連絡は緊急連絡先をもとに連絡することとします。
- ⑦ 従業員はサービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。(守秘義務)

8. 損害賠償

当事業所は契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 貴重品、又は高額な金銭を持参し、紛失・盗難等が発生した場合。
- ② 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者がサービスの実施にあたっての必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ⑤ 契約者が、事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

事業所は、万が一の事故発生に備えて、三井住友海上火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

9. 利用制限等留意事項

- ① 貴重品、又は高額な金銭の持参は禁止いたします。尚、守られない場合の紛失・盗難等については一切責任を負いません。
- ② 下記の場合にはサービスの利用について制限を行う場合があります。
- ③ 利用者が感染症を有し、他の利用者にも重大な影響を与える恐れがある場合
- ④ 利用者及び家族による他の利用者もしくは事業所及びサービス従事者に対する暴力行為（身体的・言語的を含む）・セクシャルハラスメント行為がみられ、集団行動に明らかに支障がある場合。
- ⑤ 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、事業所からの催告によってもこれが支払われない場合。
- ⑥ 利用者による他の利用者もしくは事業所及びサービス従事者に対して悪影響があると判断される場合（金銭の貸し借り・販売行為・宗教の布教行為等、社会的常識から逸脱した行為）。

10. 緊急時の対応

サービス提供時間内に利用者が緊急な医療を必要な事態にあった時、従業員は速やかに対応し、救急蘇生に努め、必要医療機関へ搬送します。また、家族への連絡は緊急連絡先をもとに連絡を取ることとします。

11. 非常・災害時・法人研修時の対応

警報発令時は事業業務を停止とする場合があります。

又、積雪時・道路事情により送迎時間の確約ができないこともあります。

法人研修時等においても事業業務を停止する場合があります。

12. 苦情相談窓口

ご相談窓口	
デイサービス杏の里御津 No. 9	ご利用日 : 平日 10:00～16:00 ご利用方法: TEL 079-322-2525 担当: 多々納 由起子
医療法人社団 石橋内科 広畑センチュリー病院 苦情相談窓口	ご利用日 : 平日 9:00～16:00 ご利用方法: TEL (079) 230-4800 担当: 吉田 知世
たつの市 健康福祉部 高年福祉課 介護保険係	ご利用日 : 平日 8:30～18:00 ご利用方法: TEL (0791) 64-3155
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	ご利用日 : 平日 9:00～17:15 ご利用方法: TEL (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650

